

愚行権を考える

2026年3月

ジユウ研究所

1. はじめに

私たちは、「いま過ごしている社会がどの程度自由か」と問われたとき何を思い浮かべるでしょうか。表現の自由があるかどうか、自由に職業を選択できるかどうか、また経済的豊かさや時間的余裕が十分にあるかどうかなど、様々なことが思い浮かぶと思います。

本提言では、この**社会の自由度を考える際のバロメーター（指標）の一つとして「愚行権」というもの**を考えてみたいと思います。なぜならば、**愚行権は社会の自由度の変化にとっても敏感で影響を受けやすいもの**と考えているためです。社会が窮屈だと感じはじめたとき、「炭鉱のカナリア」のように最初に反応するのは愚行権かもしれません。少し先走りしましたが、それでは愚行権とはなんなのか見ていきたいと思います。

2. 実は身近な愚行権

(1) ゲームや推し活は愚行権？

愚行権は、「たとえ愚かな行為であっても、他の人への危害にならない限りはその行為を行うことができる権利」というような意味です。ジユウ研究所が行ったアンケート調査では「愚行権」という言葉を知っている人の割合は1割未満であり、あまり馴染みのある言葉ではないかもしれません（アンケート結果は本文最後に掲載）。

しかし考えてみると、実は身近なところに愚行権が存在することに気付かされます。例えばゲームを考えてみましょう。コンピュータゲームやスマホのアプリゲームを日常的に楽しむ人は多いと思います。ジユウ研究所が行ったアンケート調査で「愚かだなとは思っていても、自分自身が生きていく上でどうしても必要だと思うもの」という質問を聞いたところ、2番目に多い回答がゲームという結果になりました。ゲームをすることで誰かに危害を及ぼすことは考えにくいですが、それでもその行為に多くの人が後ろめたさや愚かさを感じているという意味で、ゲームには愚行権の要素が含まれているといえます。

最近流行りの推し活はどうでしょうか。自らの好きなキャラクターや人物に対して応援の意味を込めて行う推し活ですが、金銭の課金などを伴うこともあり、同じアンケート調査では多くの人が後ろめたさを感じつつもやめられないものとし

て挙げていました。推し活もまた、誰かに危害を及ぼすような行為ではないと考えられるため、愚行権の要素を持った行為だと言えるかもしれません。

愚行権といえばお酒やタバコ、ギャンブルといった行為が代表的なものとして挙げられますが、その他にもタトゥーやピアス、間食といったものまで様々なものが存在しています。こうした行為を行う人は、自らの行為をわざわざ愚行権の行使だと認識しているわけではないと思いますが、**社会的に愚かだと思われる行為をする場合には実はその根底には愚行権が絡んでいる**ことがみて取れます。

このように、**愚行権は実は身近な存在であり、私たち一人ひとりが日常生活の中でも関係しうる**ということが分かると思います。

(2) 愚行権の定義

愚行権の定義を基礎付けたのは 19 世紀の思想家ジョン・スチュアート・ミルだと言われます。ミルは自らの著書『自由論』（1859 年）の中で、「相手の意に反する力の行使が正当化されるのは、ほかのひとびとに危害が及ぶのを防ぐためである場合に限られる。・・・本人のみにかかわる部分については、当然ながら、本人の自主性が絶対的である。¹」という自由の基本原理を表しました。この原理が、**他者への危害が及ばない限りにおいて、社会的に愚かだと思われる行為でも行う自由があることを表しており、すなわち愚行権を基礎付けたものだ**と言われているのです。

ミルは本書の中でこうした行為の例示としてギャンブルや飲酒などを挙げています。自由な社会を形成する上では、こうした社会的に愚かと言われる行為であっても、他者に危害が及ばない範囲では自由に行うことができるようにしなければならないとミルは主張するのです。

もちろん、社会的に愚かだと思われる行為に対して、周囲の人がお節介でやめさせようとすることはミルも否定しません。例えばギャンブルをやりすぎてしまう人に対して家族がやめさせようとしたり、深酒しがちな人に周囲が禁酒を勧めたりすることは問題のない（むしろ推奨すべき）行動と言います。ミルが問題視するのは、こうしたお節介の範疇を超えて、**社会が強力な圧力をかけてその行為をやめさせようとしたり、国家や政府が規制をかけて禁止したりするような動きは愚行権の侵害であり、自由な社会の形成に反するため、あってはならない動きだ**と主張します。

¹『自由論』（ジョン・スチュアート・ミル著、斉藤悦則訳、光文社古典新訳文庫版）30 頁

社会が愚かだと思ふ行為の定義は、時代や社会環境にも影響を受けて変化します。愚行権であったものがそうでなくなり文化として定着するケースもあれば、突如として起こる緊急事態の下で愚行権が侵害されることもあります。

(3) ある時突然に愚行権への侵害はやってくる

普段さほど意識することのない愚行権を、ある時真剣に考えなくてはならない事象が存在します。例えばそれは2020年から広がったコロナ禍で見られました。

コロナ禍では、感染症が流行る前まで当たり前に行っていた行為が突如として制限されました。日常のコミュニケーションは、会話をするな、密になるな、と制限されました。緊急事態宣言が出され学校は休校に、職場もテレワークが推奨され、飲食店や映画館などどうしても密にならざるを得ない場所は一時的な閉鎖や休館を余儀なくされました。

コロナ禍という緊急事態にあって「炭鉱のカナリア」である愚行権はどうなったのでしょうか。不要不急という言葉に代表されるように、多くのエンタメや嗜好品に対する風当たりは強いものとなりました。また、政府の緊急事態宣言下で休業せざるを得なかった性風俗業界に対して国の助成金がないなど愚行権の行使に関係のある業界は他の業界とは異なる扱いも受けました。

様々な分野に大きな影響を及ぼしたコロナ禍ですが、愚行権に関わる行為や業界への制限は、さしたる議論もなくなされてしまった印象があります。このことが示唆しているのは、**私たちが普段から愚行権とは何かを深めていく必要性**です。日常の中で思いの至らないことは緊急事態下でより安易に制限を受けてしまうおそれがあり、それを避けるためにも愚行権の持つ特徴とそれを守る意義を考えていかななくてはなりません。

3. 愚行権の持つ特徴

(1) 「愚かさ」を形成する多数派の意思

それでは、愚行権はどのような特徴を持っているのでしょうか。そのことを考える上で重要なのは、「愚かさ」をどう考えるかです。

「愚かさ」の尺度は個々人によって少しずつ異なると考えられますが、ある社会において「愚かさ」の価値観が形成される上では、**社会の多数派の意思が影響するもの**と考えられます。逆にいえば、**愚行権的行為にはどうしても社会の中で少数の人が行っている行為という側面**があります。

例えば、髪を染めるという行為について考えみましょう。今でこそ日常的に行われる髪を染める行為ですが、昭和の時代までは少数の人が行うものであり、その

イメージは決して良いものとは言えませんでした。その当時、社会の多数派のイメージに抗って髪を染める行為は、まさに愚行権的行為だったと言えるでしょう。

しかし、昭和から平成に移り徐々に髪を染める人の割合が増加していきます。ある調査では、1991年に髪を染めていた女性の割合が29%だったのに対し2019年では59%に増えているという結果になっています²。髪を染める行為における抵抗感が薄れていき、かつて少数派だった髪を染める人は時代が進むにつれてむしろ多数派に変わっていった様子わかります。多くの人々が日常的に髪を染めている現在、その行為を愚かだと思う人は減り、現時点においては愚行権的行為ではなくなりつつあることを示しています。

このように、愚行権の持つ少数者的側面は時代の流れによって変化することもあります。一方でその少数者性ゆえに規制や制限を受けるおそれが高いという特徴も有しています。

(2) 国家や政府が愚行権の規制を模索するとき

社会的に愚かだと考えられる少数派に属する行為に関して、規制を加える主体である国家や政府からはどのように映るでしょうか。国家や政府の視点からみると**社会の多数派が愚かだと考えている行為への規制は反対されにくく、したがって規制が導入されやすいという傾向**があります。

例えばタトゥーを入れる行為について考えてみたいと思います。日本において、タトゥーを入れる人は少しずつ増えているとはいえ、現在においても少数派に属する行為であり、かつ愚かな行為というように見られる場面も多いと思います。このタトゥーに対しては2015年に規制が現実のものになりました。タトゥーを入れる彫師に対して医師法違反による警察の摘発が入ったのです。この政府の判断は最終的に2020年に裁判で覆されることになりましたが、この間、**タトゥーを入れる行為に対する実質的な制約（彫師への規制を通じた制約）が継続**されてしまったのです。

この制約の背景には、タトゥーに対する「社会の偏見」が背景にあったと言われています³。タトゥーを入れる行為を社会の多数派が愚かな行為だと考えていたことが、政府による規制を進めてしまった一つの背景とも言えるのです。

社会が愚かだと思っているからこそ、国家や政府はそれに対する規制を導入しやすくなります。**社会の多数派が単に愚行権的行為を愚かだと思っている状況を超**

² ポーラ文化研究所 <https://www.cosmetic-culture.po-holdings.co.jp/culture/survey/011.html>

³ 『Tropic』（講談社）45頁

えて、規制への無関心を貫いてしまう時、少数者の愚行権は侵害されてしまうおそれがあるのです。

(3) 愚行権が抱える脆さ

一方で、愚行権的行為が社会の多数派や歴史的経緯から愚かだと認定されてしまう背景があるのもまた事実です。

例えば、髪を染めるのが愚かな行為だと考えられていた1980年代、その背景には、いわゆる「不良」と呼ばれる少年たちの間で茶髪が流行った影響が大きいと言われます。不良少年たちが起こした他人に直接の危害を及ぼすような行為は愚行権の行使とは言えません。茶髪そのものが他人に危害を及ぼすことがなくても、茶髪の人には他人に危害を及ぼしやすい傾向がある、あるいはそのリスクが高いと考えられている場合に、社会から見て「茶髪＝愚行」と結びつきやすかったという背景があるといえます。

先ほど触れたタトゥーもまた、かつて日本の暴力団が刺青を入れていたという背景があり、その地続きで愚行権的行為として社会に認められていた面が大きいと考えられます。

いずれの事例でも、髪を染める行為やタトゥーを入れる行為そのものが問題だったわけではないのですが、**その行為の背景に、愚行権の範疇を超えた、他人への危害を想起させるような事情があったことも事実**でしょう。

また、他者への「危害」の考え方も時代を経るごとに複雑になりつつあります。例えば間食という行為（他者に危害を与えているわけではないですが、社会的には愚行権的行為に映る）について考えたとき、間食でたとえば糖分や脂肪分を過剰に摂取してしまい、実際に健康を害してしまった場合はどうでしょう。特に現代日本では社会保障費の逼迫が問題になっていますから、過剰な医療費を請求するような行為は税負担している納税者への金銭的な意味での危害と見ることもできなくはありません（ただしこの場合、制度側の問題と見ることもできます）。

このように、**愚行権的行為は他人への危害と紙一重な場合**があります。そんな危なっかしい行為は規制してしまえばいいじゃないかと多くの人考えるのも無理のない話ですし、そこに最大の脆さがあるとも言えます。しかし、にもかかわらず、私たちが愚行権を守る意義はどこにあるのでしょうか。

4. 愚行権は自由な社会のバロメーター

愚行権には確かに問題となる背景があり、そこに脆さがあります。社会の中で少数派の人たちが行う行為でもありますから、国家や政府による規制が反対されにくいという特徴もあります。現実には政府によるタトゥーへの規制があったとき、

多くの人にとってはその事実を知らない、ないしは他人事のように無関心で見ている状況だったかと思います。

しかしながら、そうした規制の一つひとつが、ある日私たちに関係する行為にまで及んだらどうでしょうか。昭和の時代に髪を染める行為を政府が規制しようとしたらどうなっていたでしょうか。あるいは、ゲームは禁止、押し活も制限、愚かだと思われることが次々と制限されるような社会を、私たちは受け入れることはできたでしょうか。

愚行権を意識しそれを守ることは、そういう規制や制限の横行する息苦しい社会と一線を画すことを意味します。愚行権的行為一つひとつへの規制を防ぐことは少数の人の関心にとどまることかもしれませんが、愚行権全体を見渡してそれを守っていくことは私たちの社会の自由度につながっています。

その意味で、**ある社会において愚行権がどの程度行使可能なのかは、その社会がどの程度自由な社会であるかを示す一つのバロメーター**となっています。

社会の少数派的な側面を持つ愚行権的行為を、私たちがどの程度許容できる社会であるか。ある行為を愚かだと思っていたとしても、その行為への社会の強すぎる圧力や国家・政府の規制には反対の声を上げられるかどうか。あるいは反対の声を上げる人たちに賛同できるかどうか。こうした活動や考え方の積み重ねは、私たちが自由な社会を生きていけるかどうかを考える上で重要な意味を持つと考えられます。

様々な国や社会の状況、あるいは歴史を振り返れば、愚行権への規制や制限は数限りなく存在します。

例えば、自由の国と言われるアメリカ合衆国でも 1920 年代に禁酒法が定められ飲酒が実質的に規制されていました。また現代社会においても権威主義的な国家では、その社会の中において愚かだと考えられることは強く制限される傾向があります。

日本もまた時代や社会環境によって、愚行権のあり方を変容させてきました。かつて日本で愚かだと思われていた髪を染める行為は、今では誰もがファッションの一つとして受け入れ楽しむことができる行為に変わりました。タトゥーに対する考え方も徐々に寛容なものに変わってきています。その意味において、日本では自由な社会が広がりつつあるとも言えるでしょう。

しかし一方で、日本でも愚行権が単純に守られてきたわけではありません。その時々々の風潮の影響も受けながら、愚行権的行為は狭められ制限されうることもあ

ります。自由な社会のバロメーターである愚行権をどう守っていくのか、私たちは普段から考えていかななくてはならないのです。

5. 自由な社会を保つために

(1) 愚行権を守るための視点

愚行権を社会の強い圧力や国家・政府の規制から守る上で、私たちはどのように考えるべきでしょうか。私たちジユウ研究所では、以下の視点が重要ではないかと考えました。

一つ目は、**一人ひとりに存在する愚行性への認識**です。

社会や国家は、愚かさとは逆に、賢さを一人ひとりに求めます。しかし大抵の人は自らの過去や行ってきた行為の中に何らかの愚かさを抱えているではないでしょうか。ジユウ研究所が行ったアンケート調査では、実に75%近い人が「自分自身の人生の中で、愚かだなと思うことをしてしまった経験がある」と答えています。そうした愚かさを一つひとつ糧にして私たちは日常を生きています。それはつまり、私たち一人ひとりが一定の「愚かさ＝愚行性」を抱えながら生きているとも言えます。

そしてそうした愚行性があるからこそ、次々と愚行権を制限する社会というのは、私たち一人ひとりにその刃が突きつけられている社会とも言えます。**愚行権を守り、自由な社会を守っていくということはすなわち私たち一人ひとりが自分自身を守っていくことにつながる**のです。

二つ目は、**多数者と少数者との間の対話**です。一人ひとりに愚行性があるとはいえ、ある愚かな行為に対して、それを行っていない多数者の側からみればその行為は不快や恐怖を感じることであり対処してほしいと思う気持ちも自然なことです。

この不快さや恐怖を軽減するためにも、多数者と愚行権を行使する少数者との間の対話が不可欠です。

前述したミルも周囲のお節介の重要性を説いていましたが、これもまた対話の一つと言えるでしょう。ミルが生きた19世紀のイギリスはコミュニティ機能が強いお節介な社会だったと言われます。

周囲のお節介がある場合、愚行権的行為を行う個人はその行為の愚かさを自覚することができます。もちろん、お節介を焼かれたからといってその行為を継続するもしないも本人の勝手ですが、お節介を焼く人と焼かれる人との間に対話があることは、ひいては社会の多数派と少数派との間の対話と歩み寄りにつながります。この絶え間ない歩み寄りが存在することは、**国家や社会の強い圧力から愚行権的行為を守る防波堤のような役割**を持ちます。

家庭の問題やお節介の範疇にとどまる行為には、社会や国家・政府の制限は及びにくいという効果があります。また、対話や歩み寄りを通じて、少数者が行う愚行権的行為への理解があることもまた、同じような効果を持ちます。社会がこうした対話の機能を有していることは愚行権を守る上で重要な要素となります。

三つ目は**少数者の側からの発信**です。様々な愚行権的行為は、その性質上社会に対して負い目があり、その行為を発信することは憚られるという側面があります。しかし一方で時と場合によってはその行為を発信するチャンスもあります。例えばゲームについて考えてみましょう。今や日本のゲームは世界中の人々を夢中にさせるような大きな産業に発展しました。しかし、産業化に至るまでには、様々なゲームコミュニティによる絶え間ない情報発信がなされていました。こうした情報発信は、時に表現の自由や職業選択の自由とも結びつくなどして、ゲームが徐々に市民権を得ていく上で大きな役割を果たしました。

また、タトゥーについて考えてみたとき、近年の大きな社会変化といえばインバウンド、すなわち訪日外国人観光客が増える中で、それらの諸外国の中にはタトゥーが文化として定着している国も少なくありません。そういった地域からの来訪者が増えてきている昨今では、日本におけるタトゥーの社会的位置付けも徐々に変わってきています。これまでは日本の歴史的経緯を引きずってタトゥーへの忌避感が強かったわけですが、こうした時代の変化をつかまえて発信をしていくということも重要になります。

(2) 自由な社会を保つために

ジユウ研究所が昨年9月に行った調査⁴では、現状に関して約67%の人が「自由」と感じているとの結果が出ています。日本社会が自由な社会であると多くの人が感じているものだと考えられます。そしてこの状況下では、愚行権的行為にも一定の理解が認められ、日常的にゲームや推し活を楽しんだり、髪を染めたりピアスをしたり、飲酒や喫煙などを楽しむこともできます。

しかし、コロナ禍での経験を踏まえれば、自由な社会のバロメーターが急速に悪化することもあり得るのです。**愚行権を守ることは、私たちが自由な社会に留まることができるかどうかの一つの試金石であり、愚行権が守られている状態を保つことが私たちの社会が自由な社会なのかどうかのバロメーター**となります。私たちは日常的に、かつ意識的に愚行権を守る必要があります。

ナチスのファシズムに対抗したドイツ人牧師のマルティン・ニーメラーは次の言葉を残しています。

⁴ 「自由」に対する意識調査 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000004.000165390.html>

<ナチスが共産主義者を連れさったとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから。彼らが社会民主主義者を牢獄に入れたとき、私は声をあげなかった。社会民主主義者ではなかったから。彼らが労働組合員らを連れさったとき、私は声をあげなかった。労働組合員ではなかったから。彼らが私を連れさったとき、私のために声をあげる者は誰一人残っていなかった>

愚行権、そして愚行権的行為は多くの場合、社会の無関心さと隣り合わせの状態です。しかし、一つひとつの愚行権が規制され制限されていったとき、私たちが生きる社会から徐々に自由が失われていっているかもしれません。**愚行権が果たす自由な社会のバロメーターとしての役割を認識し、そして一つひとつの愚行権を守ることが私たちの社会のあり様をかたち作っていくのです。**

(アンケート調査の結果概要)

■ 調査の概要

実施日 : 2026年2月12日

実施手法: インターネットリサーチを利用した調査

調査対象: 男女1000名

■ 調査結果

問1. 愚行権という言葉を知ったことはありますか。



問2. 自分自身の人生の中で、愚かだなど思うことをしてしまった経験はありますか。



問3. 愚かだなどは思っている、自分自身が生きていく上でどうしても必要だと思うものをあげてください。(自由回答)

順位	カテゴリ	回答数	割合
1位	飲酒 (お酒・酒・ビールなど)	138件	13.80%
2位	ゲーム (スマホゲーム・課金含む)	75件	7.50%
3位	お菓子・スイーツ・甘い物 (間食)	68件	6.80%
4位	喫煙 (タバコ・電子タバコ)	52件	5.20%
5位	お金 (金・金銭欲・貯金など)	31件	3.10%
6位	ギャンブル (パチンコ・宝くじ・競馬など)	27件	2.70%
7位	漫画・アニメ・娯楽 (SNSや動画視聴含む)	24件	2.40%
8位	推し活 (イベント・課金・応援など)	16件	1.60%

(※不明、分からない等の回答を除いた集計結果)